

## 消費者基本計画の改定素案（平成24年4月）等に対する意見（抄）

平成24年5月29日  
消費者委員会

## 6. エステ・美容医療サービス

略

医療機関のホームページ上の表示の改善を図るために厚生労働省が作成することとしている「医療機関のホームページに関するガイドライン」について、医療機関による取組を徹底するとともに、その実施状況を検証・評価できるようにするため、計画の具体的施策に追加し、実施時期についても明確化されたい。また、医療法に基づく広告規制のあり方について、患者（消費者）に適切な情報を提供するという観点からの検討を行うとともに、当該規制に対する消費者庁の関与の在り方についても引き続き検討することを計画の具体的施策に追加されたい。

（消費者庁、厚生労働省）

略

## 8. 投資詐欺対策

～ 略

金融商品取引法の消費者被害の防止・救済のための規定に対する消費者庁の関与のあり方について、引き続き検討されたい。（消費者庁、金融庁）

## 10. 決済代行等インターネット消費者被害対策

略

プロバイダ責任制限法については、インターネットを利用した加害者の特定を容易化するため、発信者情報の開示請求の対象や開示請求可能な情報等を拡大する方向での見直しを検討されたい。また、消費者被害の抑止・救済の観点から、同法の関連規定に対する消費者庁の関与のあり方についても引き続き検討されたい。

（消費者庁、総務省）

## 18. 消費者関連法令についての消費者庁の関与のあり方

消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与のあり方について、消費者被害の発生・拡大の状況や消費者行政が直面する具体的な課題等に即しつつ、引き続き検討を行われたい。（消費者庁、関係省庁等）

本件については、当委員会としても、計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリングや建議・提言等のフォローアップの機会等を捉えて引き続き検討を行い、必要に応じて意見を述べていくこととする。

**消費者基本計画（抄）**  
（平成24年7月20日）

（４）行政組織体制の充実・強化消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	平成24年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。